

令和2年5月26日

施設入居者様 ご家族様

社会福祉法人明照会  
理事長 善部 修

## 緊急事態宣言の解除を受けて

5月21日に兵庫県では緊急事態宣言が解除、25日には全国的に解除となりました。この間、入居者様との面会は禁止してまいりましたが、一部で職員への周知不足により建物内での面会を許容したケースも見受けられました。今回の解除に際しましても、国等からは『面会者からの感染を防ぐため可能な限り直接対面を避ける工夫をする』旨の通知を受けております。

社会福祉法人明照会が運営しております各特別養護老人ホームでは高齢者をお預かりしている施設であり、感染リスクを出来る限り減らした状態で入居者様の生活を今後も継続して頂けるように、6月1日以降に国・県の新たな方針が出され法人方針が決定するまでの間は面会は中止とさせていただきます。当法人では、面会禁止がさらに長期に及ぶ場合、オンライン面会等も検討してまいります。長期に渡りご不自由をお掛けしますが、事由ご賢察ご了承下さい。